国会事項

衆議院

法律公布奏上及び通知

四月二十二日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

環境影響評価法の一部を改正する法律

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律

決議伝達依頼

四月二十二日横路議長から菅内閣総理大臣宛、本日本院において全会一致をもって決議した次の決議を関係各国等に対して伝達方依頼した。

東日本大震災への国際的支援に対する感謝決議

議案提出

四月二十二日内閣から提出した議案は次のとおりである。

障害者基本法の一部を改正する法律案

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案

東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律案

東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律案

議案送付

四月二十二日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案

株式会社国際協力銀行法案

預金保険法の一部を改正する法律案

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律案

地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第百七十四回国会内閣提出参議院送付、本院継続審査）

国と地方の協議の場に関する法律案（第百七十四回国会内閣提出参議院送付、本院継続審査）

地方自治法の一部を改正する法律案（第百七十四回国会内閣提出参議院送付、本院継続審査）

地方税法の一部を改正する法律案

議案通知

四月二十二日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

環境影響評価法の一部を改正する法律案（第百七十四回国会内閣提出参議院送付、第百七十六回国会本院送付参議院継続審査）

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案（第百七十六回国会内閣提出、参議院継続審査）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案（第百七十四回国会内閣提出、参議院継続審査）

決議送付

四月二十二日横路議長から菅内閣総理大臣宛、次の決議を送付した。

東日本大震災に関する決議

東日本大震災への国際的支援に対する感謝決議

日独交流百五十周年に当たり日独友好関係の増進に関する決議

参議院

議案受領

四月二十二日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三九号）

株式会社国際協力銀行法案（閣法第三八号）

預金保険法の一部を改正する法律案（閣法第四〇号）

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案（閣法第五七号）

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第三〇号）

地方税法の一部を改正する法律案（閣法第五八号）

また、同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第百七十四回国会閣法第五六号、衆議院継続審査）

国と地方の協議の場に関する法律案（第百七十四回国会閣法第五七号、衆議院継続審査）

地方自治法の一部を改正する法律案（第百七十四回国会閣法第五八号、衆議院継続審査）

議案受領（予備審査）

四月二十二日内閣から次の議案が送付された。

障害者基本法の一部を改正する法律案（閣法第五九号）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第六〇号）

東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律案（閣法第六一号）

東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律案（閣法第六二号）

通知書受領

四月二十二日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

環境影響評価法の一部を改正する法律案（第百七十四回国会提出本院送付、第百七十六回国会衆議院送付本院継続審査）

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案（第百七十六回国会提出、本院継続審査）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案（第百七十四回国会提出、本院継続審査）

また、同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

環境影響評価法の一部を改正する法律

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律

答弁書受領

四月二十二日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員横山信一提出二酸化炭素回収・貯留（ＣＣＳ）に関する質問に対する答弁書（第一二四号）

人事異動

内閣府

（外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部軍備管理軍縮課長）外務事務官　鈴木　秀雄

内閣府事務官（国際平和協力本部事務局参事官）内閣府事務官　平野　隆一

外務省に出向させる（以上四月二十二日）

外務省

（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室内閣情報分析官））内閣事務官　吉田　謙介

外務事務官（総合外交政策局軍縮不拡散・科学部軍備管理軍縮課長）に転任させる

（総合外交政策局軍縮不拡散・科学部軍備管理軍縮課長）外務事務官　鈴木　秀雄

内閣府に出向させる

（内閣府国際平和協力本部事務局参事官）内閣府事務官　平野　隆一

外務事務官（在ロシア日本国大使館参事官）に転任させる（以上四月二十二日）

官庁報告

財政

日本放送協会平成23年度収支予算について

放送法（昭和25年法律第132号）第37条第２項の規定に基づき、平成23年３月31日国会において承認された日本放送協会平成23年度収支予算は、次のとおりである。

平成23年４月26日　　総務省

予算総則

第１条　日本放送協会（以下「協会」という。）の平成23年度収支予算の収入及び支出を別表第１収支予算書のとおり定める。

第２条　放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、別表第２に掲げる契約種別に応じ、別表第３に掲げるとおりとする。ただし、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特例措置として、別表第４に掲げるとおりとする。

２　前項の規定にかかわらず、別表第５に定める契約を合わせて10件以上締結した者が、別表第６に掲げる支払方法のうち、口座振替又は継続振込により一括して支払う場合は、前項に定める受信料の額から別表第５に掲げる額を減ずることとする。ただし、第３項、第４項又は第５項の規定による場合を除く。